

あなたのETCは、正しく「セットアップ」されていますか?

車両とETC車載器の情報は常に一致しなければなりません!

こんな時 **再セットアップが必要**です!!



ETCナビゲーターディスプレイ

Case 1

車両を買い替えた際に前所有車両の車載器を取り付けた

付け替え



Case 2

車載器の取り付けられたナンバープレートの登録を変更した

変更



Case 3

車載器の取り付けられた車両をけん引できる構造に変更した

けん引装置の取付け



特に「車載器の付いた中古車を購入した」場合はご注意ください!

再セットアップとは…

車載器に登録された車両情報を変更するセットアップのことです。



再セットアップの方法

再セットアップには、ETC車載器に付番された車載器管理番号と車検証が必要です。詳しくは車載器をお買い求めになった販売店又はETCセットアップマークのある最寄りのセットアップ店にご相談ください。



- ETCをご利用の方は、ETCシステム利用規程を遵守していただく必要があります。セットアップ情報と車両情報が異なった状態でETCを利用することは、**ETCシステム利用規程違反**になります。**悪質な利用と判断した場合は、不正通行車両とみなして対応させていただきます。**
- ETCマイレージサービス、ETC利用照会サービス(登録型)、障害者割引制度を利用されていた方が、新しい車載器に交換されたり再セットアップをされた場合などには、登録情報を変更していただく必要があります。

正しくセットアップ、再セットアップをしていない場合

- 正しいETCのご利用とならず、**開閉バーが開かない**可能性があります。
- 正しい通行料金が請求されない**場合があります。
- 各種ETC割引が適用されない**場合があります。(時間帯割引等)
- ETC利用照会サービスなど、**一部のETCサービスがご利用いただけません。**

参考:ETCシステム利用規程第4条第3項 ≪≪ 車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート(自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。)が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車の車載器の取扱いについて(抜粋) ≫≫ けん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け替えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければいけません。車載器の登録情報がわからない場合 ≫≫ ETC車載器をセットアップした際に発行される「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」をご確認ください。